

令和7年 飼育動物診療年報の提出について

飼育動物診療施設の開設者（往診診療者を含む）におかれましては、獣医療法施行細則第4条に基づき、以下のとおり診療年報のご提出をお願いします。

記

- 1 報告対象期間 令和7年(2025年)1月1日～12月31日
- 2 報告対象疾病 産業動物 19病類（病名：674分類、966小分類（コード））
(家畜共済事故の分類に準じ、監視伝染病を除く)
小動物 4病類（病名：19分類）
- 3 報告様式 北海道庁のウェブサイト「飼育動物診療施設に関する情報>>飼育動物診療年報」に掲載（※電子メールでの提出も可能）
- 4 提出先 診療施設所在地を管轄する（総合）振興局産業振興部農務課
又は家畜保健衛生所
- 5 提出期限 令和8年(2026年)2月28日
- 6 問合せ先
 - ・4の提出先
 - ・北海道農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係
011-231-4111（内線27-785）



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/vet/shinryoushietsu.html>